

鹿沼市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年1月28日

鹿沼市監査委員 高田 悅夫

鹿沼市監査委員 津久井 健吉

1 経済部

監査の種類	地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
監査結果報告日	令和7年12月19日付 監第41号
措置結果通知日	令和8年1月23日付 市第366号
監査結果	<p>(指摘事項)</p> <p>災害の多発化・激甚化、温暖化に伴う熱中症対策、コロナ禍による感染症対策等に対応するため、避難所となるコミセンで保管する避難所開設用備蓄品が年々、増加してきている。</p> <p>備蓄品の中には、発電機等の高額品や発電機を使用するためのガソリン等の危険物も含まれており、鍵のかかる保管場所や危険物を保管するのに適した環境下での適切な管理が必要な状況となっているが、建設当時は想定していなかった量の備蓄品を管理することになったことから、保管場所に苦慮しているコミセンも見受けられた。</p> <p>また、基本的には登録された団体に対して貸館が行われているが、貸館時に利用団体がコミセンの出入口を解錠するため、一般市民の出入りが可能となることや、今後の条例改正により、営利目的で使用する団体に対しても貸館を行うことから、地域住民以外の使用も増加することが見込まれる。</p> <p>上記のようなことから、鍵のかからない場所等で不適切な保管がされている備蓄品の管理について、盗難や危険物による事故の発生等の危険性が懸念される。</p> <p>今後、各コミセンにおいて、備蓄品の適切な管理が行えるように、施設内での保管場所の変更や、必要に応じて、備蓄品の管理をコミセ</p>

	シに依頼している危機管理課が災害備蓄品用の屋外倉庫を設置する等の対応について検討を望むものである。
措置内容	<p>高額品や危険性がある災害用備蓄品については、できるだけ早期に保管に適切した場所に変更し、管理体制の強化を図ってまいります。</p> <p>また、その他の災害用備蓄品については、災害時における迅速な対応を考慮しつつ、適切な保管場所を確保し、備蓄品の種類や数量を見直しを含めて、盗難や事故を防止するための対策を講じてまいります。</p>